

市町村合併に関する 「町民意向アンケート調査」 結果について

市町村合併を 考えよう！

No. 23

▶集計作業のようす



アンケート調査には、多くの有権者の方々にご協力をいただき、ありがとうございました。

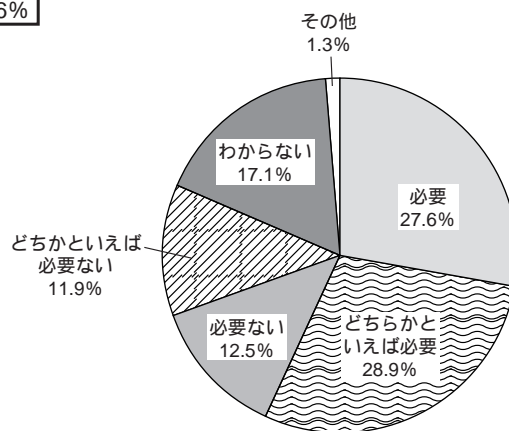
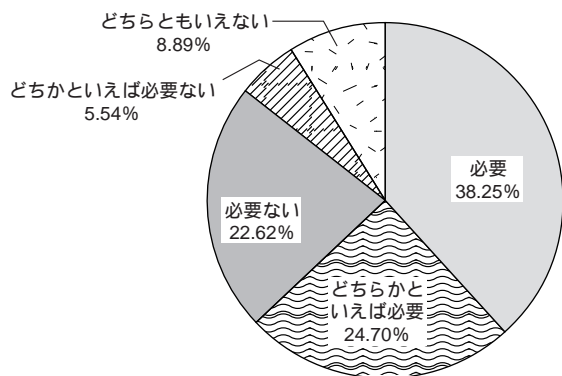
集計につきましては、9月20日（土）に選挙管理委員会委員4人、各地区区長会長4人の方に立会いをお願いし、次のとおり集計されましたのでお知らせします。

平成15年9月実施、町民アンケート調査結果

項目設定	回答数	割合
1 必要	3,274	38.25%
2 どちらかといえば必要	2,114	24.70%
3 必要ない	1,936	22.62%
4 どちらかといえば必要ない	474	5.54%
5 どちらともいえない	761	8.89%
合計	8,559	100.00%
「1必要」、「2どちらかといえば必要」とした方のみ解答		
イ 白田町・佐久市・浅科村・御代田町の4市町村の合併	3,703	69.46%
ロ 白田町・佐久町・八千穂村の3町村の合併	1,628	30.54%
合計	5,331	100.00%
無効	516	-
参考(「必要」「どちらかといえば必要」の合計)	5,388	62.95%
参考(「必要ない」「どちらかといえば必要ない」の合計)	2,410	28.16%

〔参考〕平成14年2月実施
町民アンケート調査結果

合併の必要性	回答数	割合
必要	521	27.6%
どちらかといえば必要	544	28.9%
必要ない	235	12.5%
どちらかといえば必要ない	224	11.9%
わからない	323	17.1%
その他	24	1.3%
無回答	14	0.7%
回答数計	1,885	100.0%



第13回任意合併協議会が開催されました

9月26日に開催された任意合併協議会の席上において、土屋御代田町長より「自主・自立・単独の道を歩くことを決定した」と協議会を脱退する旨の表明がなされ、協議会においてこれが承認されました。

また、御代田町の脱会後における任意合併協議会の今後の取り組みについては、残る3市町村で引き続き法定合併協議会設置に向け協議を進めるべく決定がなされました。

また、望月町の竹花町長より合併協議に入る前の事務レベルでの打ち合わせの申し込みがあった、と云う報告が三浦会長よりなされました。

任意合併協議会が開催されました

第12回協議会が8月25日に開催され、前回の協議会で提案された「協議会で協議を行うもの24項目」、「協議会に報告し承認を受けるもの17項目」合計41項目が協議され、原案どおり承認されました。

第12回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調整前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
特別職の身分の取り扱い(市町村長・助役・収入役・教育長)		市町村長・助役・収入役及び教育長の身分については、法令の定めるところによります。	
		<p>○市町村長</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の市町村長について 各市町村の法人格の消滅により、合併日の前日に失職となります。 新市の市長について 新市の設置による市長の選挙については、新市設置の日から50日以内に行います。 新市の市長の職務代理者について 新市の市長が選挙されるまでの間は、各市町村長であった者の中から、協議により定められた者が新市の市長の職務を行います。 <p>○助役・収入役</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の市町村の助役・収入役について 各市町村の助役・収入役は、各市町村の消滅により、合併日の前日に失職となります。 新市の助役・収入役について 新市の市長の職務執行者は、助役・収入役を選任できません。 新市の市長が選挙されてから、議会の同意を得て、助役・収入役の選任を行います。 <p>○教育長</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在の市町村の教育長について 合併日の前日に失職となります。 新市の教育長について 最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、新市の市長の職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決まります。 	
特別職の身分の取り扱い(教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員)		委員の身分については、法令の定めるところによります。ただし、農業委員の委員については、別に協議します。	
		<p>基本的事項について</p> <p>各委員会は、市の執行機関として法律で設置を義務付けられていますが、委員は特別職であり、各市町村の法人格の消滅により失職となります。</p> <p>なお、2町村の公平委員は、南佐久郡、北佐久郡公平委員会組合により組織されており、新市により設置されるため、新市発足時、脱会となります。</p> <p>合併後、新たに選任または選挙されることとなりますが、新設合併の場合は、「教育委員の最初の委員」「議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員」「農業委員会の委員」「固定資産評価審査委員会の委員」に限り、新市の市長の就任を待たずに、合併時に臨時的な特別選任手続きを要するとされており、一定期間その職務を行います。</p>	
チャイルドシート購入補助事業	臼田町・浅科村で実施しています。(佐久市は平成14年3月で事業を廃止しています。)	チャイルドシート購入補助事業の主たる目的は、交通安全対策としてのチャイルドシート設置の普及であり、既にチャイルドシートの普及という初期の目的が達成されているため、合併時廃止します。(平成15年6月1日現在、県内17市中11市で廃止。)	
	<p>【臼田町の現況】</p> <p>対象者： 町内に住所を有し、チャイルドシートを購入した6歳未満の幼児を養育している方。</p> <p>補助金額： 価格の1/2とし、上限額は10,000円とします。</p>		

調 整 前		調 整 案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
家庭ごみ 収集支援事業	浅科村が単独で実施 しています。	合併時、浅科村の例を 基本とし、利用者負担金 を徴収して新市の区域で 実施します。	<p>【目的】 概ね65歳以上の独居老人等で、身体的機能低下により家庭ごみを市の収集指定場所まで搬出することが困難な方に対し、市の委託した事業者が巡回し、回収を行うと同時に安否確認を行います。家庭ごみの分別は、本人若しくはヘルパーが行い、それを委託事業者が回収します。</p> <p>【対象者】 概ね65歳以上の高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者や障害者等で、身体的機能低下により収集指定場所までの搬出が困難な世帯とします。</p> <p>【実施方法】 委託事業者が定期的に訪問し、ごみの収集を実施するとともに安否確認を行います。</p> <p>【実施回数】 可燃ごみ・ビニールごみ等は週1回。その他は月1回。</p> <p>【利用者負担金】 100円/回</p>
観光協会	佐久市・臼田町が観光 協会を組織しています。	合併時、観光協会を統 一して組織します。	<p>観光事業の総合的振興を図り、新市発展に寄与することを目的とします。</p> <p>各観光協会の事務局は、行政内に置かれており、各協会の独立は現在の実情からすると難しいため、一本化を図ることが必要です。</p> <p>組織、規約、事業等については、各団体の意向を踏まえて統一を図ります。</p> <p>観光事業の特性及び観光協会の実情を考えると、新市においては行政から観光事業を受託する形態が望ましいです。</p> <p>【佐久市の例】 観光事業の総合的振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的とします。</p> <p>(1) 観光に関する調査研究 (2) 観光事業の指導育成及び啓蒙 (3) 内・外観光客の誘致及びこれに関する諸事業 (4) 観光資源の開発及び保護 (5) 観光行事の実施及び後援 (6) 観光施設の改繕・補修 (7) 史跡・名所の保全 (8) 特産品・土産品の改善と紹介宣伝 (9) 観光に関する印刷物の作成及び出版 (10) その他の本会の目的達成に必要な事業</p>